

海外就労に関する国家平和発展評議会法律（国家平和発展評議会法律 99 年第 3 号）
ミャンマー暦 1361 年第 1 ワソ一月黒分 12 日
（1999 年 7 月 9 日）

国家平和発展評議会はこれにより以下の法律を制定する。

第 1 章 名称および定義

1. 本法律の名称を海外就労に関する法律とする。
2. 本法律で用いる語句は以下の意味を持つものとする。
 - (a) 「海外就労」とは、以下に示す就労を除いて、外国において一定期間就労することをいう。同語句には、国際連合機関とその専門機関への就労も含まれる。
 - (i) 船乗りとしての就労
 - (ii) 省庁または組織の派遣により外国で就労する専門公務員
 - (b) 「労働者」とは、海外就労における労働者、海外就労が任命された労働者、または実習生として任命された労働者のことをいう。
 - (c) 「斡旋業者」とは、所定の手数料を受けて、海外就労を希望する者の就労確保において仲介者の役割を果たす個人または団体をいう。
 - (d) 「中央委員会」とは、本法律第 4 条に基づいて組織する海外就労中央委員会のことをいう。
 - (e) 「監査委員会」とは、本法律第 7 条に基づいて組織する海外就労監査委員会のことをいう。
 - (f) 「当局」とは労働省労働局のことをいう。

第 2 章 目的

3. 本法律の目的は次のとおりである。
 - (a) 近代的で先進的な国家建設のため、国家の人材を有効かつ組織的に活用すること
 - (b) 海外就労を望む者に就労機会を提供し、そのような就労を組織的に確保できるようにすること
 - (c) 労働者の権利および特権の損害がなされることなく、正当な権利が与えられるようにすること
 - (d) 海外就労の種類により獲得した知識、経験、技能を国内で組織的に活用できるようにすること

第3章 中央委員会の構成、役割、任務

4. 労働省は、
- (a) 政府の承認を受け、次の構成員からなる海外就労中央委員会を組織するものとする。
 - (1) 労働大臣 議長
 - (2) 労働副大臣 副議長
 - (3) 関係省の副大臣 委員
 - (4) 労働関連の省庁および組織の長 委員
 - (5) 労働関連の有識者 委員
 - (6) 適切な市民 委員
 - (7) 労働局長 書記
 - (b) 必要に応じて第(a)項に基づいて組織する中央委員会を再編成することができる。
5. 公務員以外の中央委員会委員は、労働省が定める報酬を受けて取ることができる。
6. 中央委員会の任務および役割は次のとおりである。
- (a) 国家の人材を有効かつ組織的に活用するため、海外就労に関する方針を定めること
 - (b) 海外就労機会の確保および就労の獲得に関して定めた方針を実施するため、国内外の関係省庁、組織、個人との連携・調整を図ること
 - (c) 労働者の権利および特権の損害がされることがなく、正当な権利が与えられるようにするため、関係省庁、組織、個人との連携・調整を図ること
 - (d) 海外就労の種類により獲得した知識、経験、技能を国内で組織的に活用できるようにするため、指導および監督を行なうこと
 - (e) 海外就労を認めない国、雇用主体、職種を決定し、発表すること
 - (f) 斡旋業者許可証の交付、取り消し、更新不許可に関する事項について指導を行なうこと
 - (g) 海外就労の種類により、当局が徴収できる手数料の額、斡旋業者が徴収できる手数料の額を決定すること
 - (h) 政府が随時指定する任務および役割を遂行すること

第4章 監査委員会の構成、役割、任務

7. 労働省は、
- (a) 労働局長を議長、関連省庁、組織の代表者、労働問題の専門家を委員とし、海外就労の組織的な役割の監視を目的として海外就労監査委員会を組織するものとする。
 - (b) 第(a)項に基づいて組織するにあたり、必要に応じて副議長と書記を決定することができる。
 - (c) 必要に応じて監査委員会を再編成することができる。

- (d) 公務員以外の監査委員会委員が受け取ることのできる謝礼の額を決定することができる。

8. 監査委員会の任務および役割は次のとおりである。

- (a) 海外就労について中央委員会が定めた方針に従い実施すること
- (b) 海外就労機会の阻害要因の排除、海外就労の確保、労働者の権利および特権の保証、就労に起因する損害について、国内外の関係省庁、組織、個人との連携を図ること
- (c) 当局の斡旋により海外就労する労働者を募集・選考し、省庁、組織、個人の支援により、技術指導および研修を実施すること
- (d) 省庁、組織、斡旋業者が実施する海外就労向け職務技能研修を調整・連携を図り、必要に応じて当局の斡旋によりそのような研修を実施すること
- (e) 斡旋業者許可証の交付、取り消し、更新不許可に関する事項について決定を行なうこと
- (f) 斡旋業者または海外就労予定の労働者の役割を検討する分科会を組織し、任務を与えること
- (g) 関連の省庁、組織と連携・調整を図り、本法律に基づく登録をせずに海外就労することを防止すること
- (h) 関連の省庁、組織と調整を図り、労働者の旅券や入国査証の取得を支援すること
- (i) 検討分科会が海外就労に不向きと判断した労働者が出国してそのような就労をすることを防止すること
- (j) 当該の海外就労により獲得した経験、知識、技能を国内で組織的に活用することを促進するための支援を実施すること
- (k) 関連の省庁、組織、斡旋業者に対して海外就労機会に関する情報を提供すること
- (l) 中央委員会が定める手数料の徴収を監督すること
- (m) 政府が随時指定する任務および役割を遂行すること

第5章 登録

9.

- (a) 海外就労希望者は、当局が強制登録の対象とする海外就労の種類について、当局に登録するものとする。
- (b) 当局は国内外の関係省庁、組織、個人との連携を図り、海外就労希望者として登録した者の海外就労機会を模索するものとする。
- (c) 海外就労希望者として登録した者は海外就労先が決定した場合、当局に労働者として登録されるものとする。

10. 海外就労希望者として登録が強制となる海外就労以外の海外就労先が決定した海外就労希望者は、当局に労働者として登録されるものとする。

11. 本法律の施行に先立ち、一時的に帰国したものの海外就労の状態にありこれを継続する者は、本規定に基づいて当局に労働者として登録されるものとする。
12. 当局は、
 - (a) 海外就労希望者登録と労働者登録は個別に開設し、本規定に基づく登録とする。
 - (b) 出国前に労働者に対して登録証明書を交付するものとする。

第6章 斡旋業者許可証

13. 就労斡旋事業の実施を希望する者は、本規定に基づいて斡旋業者許可証の交付を申請するものとする。
14. 当局は、
 - (a) 斡旋業者許可証の申請書を審査した後で、斡旋業者許可証を交付するか、監査委員会の承認を得て当該許可証の交付を拒否するかを決定できる。
 - (b) 斡旋業者許可証の交付前に、所定の斡旋業者許可証料を支払うものとし、条件を提示した後に許可証を申請者に交付するものとする。
 - (c) 斡旋業者許可証の申請について、必要に応じて調査委員会を組織するか、適切な担当官を任命して必要な審査を実施することができる。
15. 斡旋業者許可証の保持者が次のいずれかの違反を起こした場合、当局は監査委員会の承認を得て許可証の取り消しまたは更新不許可の措置を取ることができる。
 - (a) 斡旋業者許可証の条件の違反
 - (b) 就労希望者または労働者に対する斡旋業者の不履行
 - (c) 当局の許可なき斡旋業者許可証の譲渡
 - (d) 所定の金額を超えた手数料の請求
 - (e) 本規定に基づき、海外就労に関する決算書および情報の当局への提供を怠ること
16. 監査委員会は、斡旋業者許可証の取り消しまたは更新不許可について、必要に応じて調査委員会を組織するか、適切な担当官を任命して必要な調査を実施することができる。
17. 労働省は通知により、斡旋業者許可証の期限、許可証料、延滞料、罰金、保証金を決定することができる。

第7章 不服申し立て

18. 次の命令または決定に不服な者は、当該の命令または決定がなされてから 60 日以内に労働

大臣に不服申し立てをすることができる。

- (a) 監査委員会の承認を得た斡旋業者許可証の交付または交付拒否の命令または決定
- (b) 斡旋業者許可証の取り消し、更新不許可または労働者の出国禁止処分とする監査委員会の命令または決定

19. 労働大臣の決定を持って確定とする。

第8章 労働者の義務と権利

20. 出国する労働者は、

- (a) 監査委員会が指定する健康診断を受診し、健康診断書の交付を受けるものとする。
- (b) 補強証拠として当局が交付する登録証明書の交付を受けるものとする。

21. 外国に赴き、そこで就労を続けている登録労働者は、通常とは異なる労働条件がある場合は、本規定に基づいて斡旋業者に報告するものとする。斡旋業者と連絡を取った後そこで就労をしない場合、本規定に基づいてミャンマー大使館または領事館に報告するものとする。そのような事務所がない場合は当局に報告するものとする。

22. ミャンマーに帰国し、現在とは別の海外就労のために再出国する予定の労働者は、第20条の規定を履行した後に出国するものとする。

23. 労働者は、中央委員会が定めた手数料を当局または斡旋業者に支払うものとする。

24. 労働者は、

- (a) 外国の職場において被った被害について、斡旋業者を通じて正当な補償金または賠償金を全額請求する権利を有する。
- (b) 海外就労に関する権利および特権の損害について、民事裁判または刑事裁判を起こす権利を有する。

第9章 斡旋業者許可証保持者の義務と権利

25. 斡旋業者許可証保持者は、

- (a) 斡旋業者許可証の条件を遵守するものとする。
- (b) 本規定に基づいて斡旋業者許可証料を支払うものとする。
- (c) 書面による合意がある場合、労働者側の文書にある合意に従い、斡旋業者許可証保持者としての義務を果たすものとする。
- (d) 当該の外国雇用者と連絡を取り、労働者の権利および特権に損なわれた場合、その権利および特権を完全に回復する義務を遂行するものとする。

- (e) 調査委員会または監査委員会もしくは当局が任命した担当者による審査に従うものとする。
- (f) 本規定に基づき、海外就労に関する決算書および情報を当局に提出するものとする。
- (g) 就労先の住所または代理管理責任者に変更があった場合、書面で当局に通知するものとする。
- (h) 海外就労の機会拡大に向けて努力するものとする。
- (i) 労働者に実務経験や技能を身につけさせるため、当局の許可を受けて独自の研修を実施する権利を有する。
- (I) 本法律に基づいて公布される規則、手順、命令および指令に従うものとする。
- (k) 海外就労の確保につき、中央委員会が定める手数料を請求する権利を有する。
- (I) 海外就労機会について関係省庁、組織に対して意見を表明する権利を有する。

第 10 章 違反および罰則

- 26. 斡旋業者許可証を持たずに斡旋業者の業務を実施した者は、有罪が確定し次第、7 年以下の禁固および罰金の刑に処するものとする。
- 27. 監査委員会が定める額を超えて手数料を請求する斡旋業者許可証保持者は、有罪が確定し次第、3 年以下の禁固および罰金の刑に処するものとする。
- 28. 当局の許可なく斡旋業者許可証を譲渡した斡旋業者許可証保持者は、有罪が確定し次第、3 年以下の禁固および罰金の刑に処するものとする。
- 29. 本法律に基づいて公布される規則、手順、命令または指令に違反した斡旋業者許可証保持者は、有罪が確定し次第、1 年以下の禁固もしくは 5,000 チャットの罰金、またはその両方の刑に処するものとする。

第 11 章 雑則

- 30.
 - (a) 前貿易大臣が 1947 年輸出入管理（暫定）法第 3 条に基づいて 1989 年 10 月 13 日に公布した業務斡旋登録命令（命令 98 年第 2 号）に基づき交付された就労斡旋業を許可する登録証明書は、本法律の施行をもって効力を失うものとする。
 - (b) 第(a)項による効力を失った登録証明書を保持するものが、就労斡旋業の継続を希望する場合は、本法律の規定に基づき、本法律が施行されてから 30 日以内に斡旋業者許可証の交付を申請するものとする。
- 31. 本法律の規定を履行するため、

- (a) 労働省は政府の許可を受けて、必要に応じて規則、手順、命令を公布することができる。
- (b) 労働省、中央委員会および当局は、必要に応じて命令、通知、指令を公布することができる。

(Sd) タン・シュエ上級大将
国家平和発展評議会議長